

大磯町議会協議又は調整を行うための場の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大磯町議会会議規則（昭和41年大磯町議会規則第1号）第112条第2項の規定に基づき、協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(主宰者)

第2条 協議等の場の会議（以下「会議」という。）は、招集権者が主宰者となって行う。ただし、招集権者に事故あるときは、招集権者があらかじめ指定する構成員が、その職務を行う。

(定足数)

第3条 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(傍聴)

第4条 会議は、議員のほか、主宰者の許可を得た者が傍聴することができる。

2 前項に定めるもののほか、会議の傍聴については、大磯町議会傍聴規則（昭和62年大磯町議会規則第2号）及び大磯町議会委員会傍聴規程（平成21年大磯町議会告示第2号）の規定を準用する。

(秘密会)

第5条 会議は、その議決で秘密会とすることができる。

2 前項における議決は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、主宰者の決するところによる。

3 前項の場合において、主宰者は、構成員として議決に加わることができない。

(出席説明の要求)

第6条 会議において、協議等のため、町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(記録)

第7条 主宰者は、職員及び構成員をして次に掲げる事項を記載した会議の要点の記録を作成させ、これに署名しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席者名
- (3) 協議等の事項
- (4) 主な発言要旨
- (5) 協議等の結果

(6) その他記録に必要な事項

(議長への委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議等の場に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則 (平成21年10月23日議会告示第3号)

この告示は、平成21年11月1日から施行する。